空き家バンク物件を取得し新たに創業される方へ

令和７年度尾道市空き家改修（新規創業）支援事業補助金の募集について

尾道市では、空き家の活用による地域の活性化を図ることを目的として、市内において空き家バンク物件を取得したうえで新たに創業する者に対して、事業所開設に要する建物の改修または修繕にかかる経費の一部について助成します。

【対象者】

事業を営んでいない個人または法人であって、市内において空き家バンク物件を取得し、新たに事業を開始しようとする具体的な計画を有する者

※ただし、次のいずれかに該当する場合には補助対象者となりません。

- 市税等の滞納がある者
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条に規定する営業を営む者
- 尾道市暴力団排除条例第２条第３号に規定する暴力団員等に該当する者等市長が不適当と認める者
- 他の者が行っていた事業を承継して行う事業を営む者
- フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業を営む者
- 親族（３親等内の者）から取得した建物において創業する者
- その他市長が適切でないと認めるとき

【補助対象経費・補助上限額・補助率】

〇補助対象経費　：　事業所開設の整備に要する経費（建物の改修または修繕に要する経費）

※建物の改修または修繕の実施について、原則市内に本店・支店等が所在する施工業者に発注すること。

〇補　　助　　率　：　２／３（限度額：３０万円）

【主な補助要件】

〇空き家バンク物件を取得し、市内に事業所を設置しようとする新規創業者であること(取得後６ヵ月以内に申請)

〇特定創業支援等事業※を受けた旨の証明書を有する者であること

〇創業資金融資で事業所開設の設備資金を対象とするものを受ける事業であること

〇創業の日から起算して３年を経過する日までに事業を中止し、または営業形態を変更し、もしくは事業所を移転しないこと

〇令和８年３月３１日までに創業（開業）すること

※特定創業支援等事業とは、創業支援等事業計画に基づく商工団体等が実施しており、１か月以上にわたり４回以上継続的に行う支援で、「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の知識習得ができる事業です。

※特定創業支援等事業については、商工課（0848-38-9182）へお問い合わせください。

【募集期間】

令和７年５月７日（水）～令和８年１月３０日（金）　　※予算がなくなり次第終了

【その他】

〇補助金の交付は、同一事業者につき１回限りとします。

〇尾道市、国、県又は他の団体の補助金の交付を受けている事業は補助対象外とします。

ただし、尾道市中小企業創業資金利子補給金事業との併用については可能です。

■補助金申請の流れについては、裏面をご覧ください。

■その他ご不明な点がございましたら、下記までお気軽にご相談ください。

本補助金に関するお問い合わせ・申込み先：尾道市建設部まちづくり推進課住宅政策係
Tel：0848-38-9347　Fax：0848-38-9295　E-mail：toshi@city.onomichi.hiroshima.jp

尾道市空き家改修（新規創業）支援事業補助金　申請の流れ

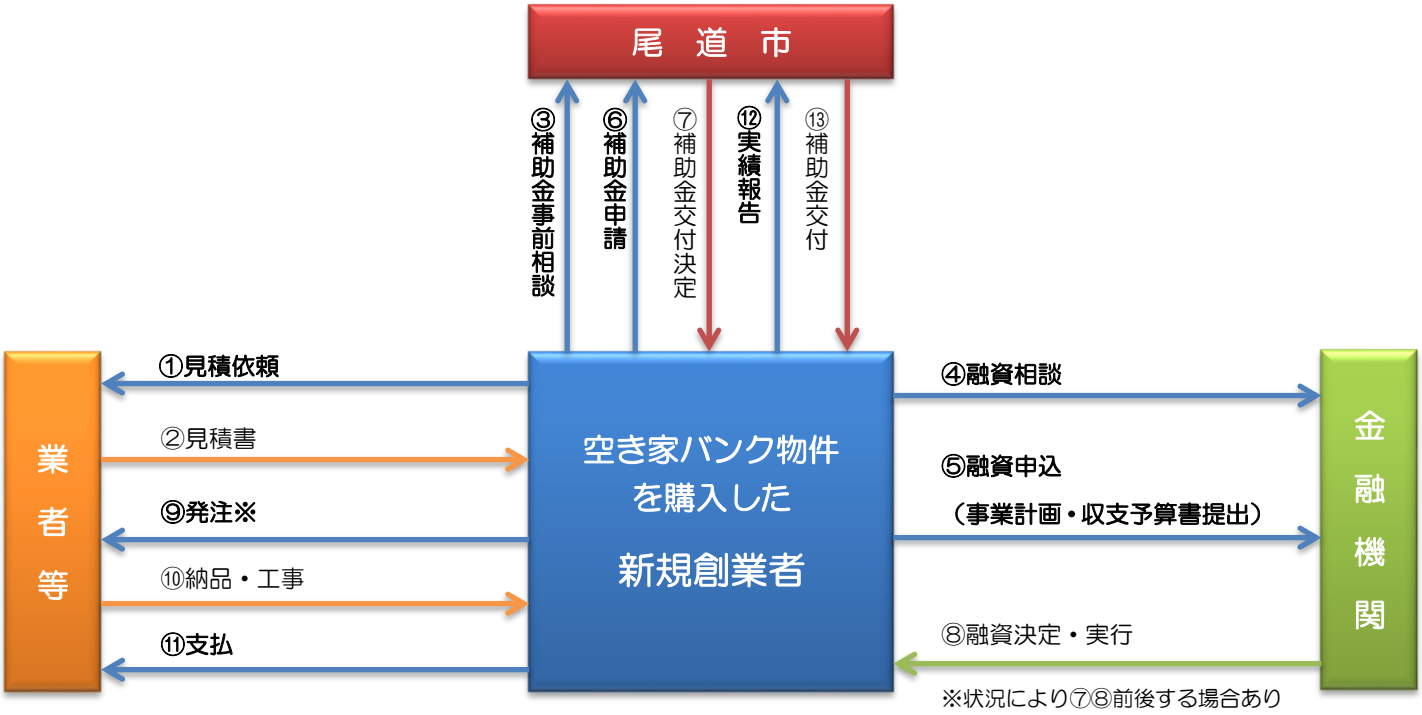

※補助金交付決定前に発注したものは、全て補助対象外となるため、ご注意ください。

⑥　補助金申請に必要な書類

- 補助金交付申請書
- 誓約書
- 市税等納付状況照会承諾書
- 建物の登記事項証明書又は所有者が確認できる書類
- 空き家の売買契約書の写し又は贈与であることが分かる書類
- 収支予算書及び創業資金融資の申込みを行うときに提出した事業計画書
- 創業資金融資の契約書の写しまたは融資申込書の写し
- 事業所の図面及び整備に係る見積書の写し
- 改修又は修繕箇所の現況写真
- 特定創業支援等事業を受けた証明書の写し
- その他市長が必要と認める書類

広島県外から尾道市へ移住して
１年以内に創業する 39 歳以下の人に！
応援給付金の制度があります!!
※予算がなくなり次第終了
くわしくは商工課へおたずねください
（電話 0848-38-9182）

⑫　実績報告に必要な書類

- 補助金実績報告書
- 収支決算書
- 建物の改修または修繕の完了が確認できる書類（改修前後の写真等）
- 創業資金融資の契約書の写し
- 建物の改修または修繕についての支出を証する書類（請求明細書及び領収書の写し等）
- 法人登記事項証明書、定款又は税務署へ提出した開業届出書その他事業内容が確認できる書類
- その他市長が必要と認める書類